

おりほの 納税教室

そろそろ確定申告手続き、住民税申告手続きの準備を始めましょう!!

内 容	確定申告手続き
	毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得について、その所得金額に対する所得税・復興特別所得税の額を計算し、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。
	住民税申告手続き
	毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得について、その所得金額に対する翌年度の住民税額を計算するために町に申告する手続きです。 原則として、1月1日時点で南三陸町内に住所がある人全員が対象になります。 しかし、以下に該当する人は住民税申告手続をする必要がありません。 <ul style="list-style-type: none"> ・1カ所からの給与収入のみで、勤務先で年末調整が済んでいる人 ・公的年金収入のみで、その金額が400万円以下の人 ・所得税の確定申告書の提出が済んでいる人 ※前年中に収入が無かった人は、町に「収入の無い旨の届出書」の提出が必要です。
期 間	毎年2月16日から3月15日まで
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード（無い場合は、通知カードおよび本人確認書類） ・平成30年中の収入金額が分かるもの（営業収入がある場合は、収支内訳書） ・各種控除証明書類（社会保険料／生命保険料／地震保険料／障害者手帳など） ・印鑑（インク浸透印ではないもの） ・被扶養者の所得額が分かる書類

確定申告をする必要がある人

- ・給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ・給与収入が源泉徴収の対象となっていて、給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から所得控除額または必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える人
- ・給与を2カ所以上から受けている、給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から所得控除額または必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える人
- ・公的年金収入の合計額が400万円以下で、給与所得や退職所得以外の所得金額（収入金額から所得控除額または必要経費を控除した後の金額）の合計額が20万円を超える人
- ・公的年金収入の合計額が400万円を超える人
- ・前年中に住宅を新築・購入・造改築した人で「住宅借入金等特別控除」を受ける人

※1 確定申告が必要ない場合であっても、所得税および復興特別所得税の還付を受ける場合は、確定申告をする必要があります。

※2 確定申告書を税務署（または町の申告会場）に提出した場合には、住民税申告をする必要はありません。

「おらほの納税教室」では、10月号から2月号にかけて確定申告手続き・住民税申告手続きについての内容を掲載していきます。各種申告手続きの準備をよろしくお願いします。

前年中に収入が無い人も申告が必要です！

前年中に収入が全く無かった人や、非課税所得による収入のみだった人も住民税の申告は必要です。

申告がなされないと、町では収入や所得の情報が分からぬいため、翌年度分の所得証明書・非課税証明書などの発行ができません。また、「非課税者」として扱うことができないため、国民健康保険税の軽減が受けられない、介護保険料などの所得判定が正しく行えない、各種手当の支給が止まってしまうなど、所得情報を用いる他の制度において正しい取り扱いができない場合があります。

各種保険料の軽減が
該当にならない



税証明書の発行が
できない

※「収入の無い人」「非課税所得のみの人」に該当する場合は、毎年1月に町から送付される冊子（町県民税申告の手引き）内の「収入の無い旨の届出書」を提出してください（用紙は切り取って使用できます）。

- ①世帯の誰かが町の申告会場で申告する場合→町申告会場での提出
- ②町の申告会場で申告する世帯員がない場合→町民税務課または歌津総合支所に提出
- ③「南三陸町役場町民税務課」宛てに郵送で提出することもできます。

消費税の軽減税率制度に関する説明会

南三陸町と気仙沼税務署では、事業者を対象に消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。多くの事業者の皆さんに関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

なお、会場の都合上、席に限りがありますので、あらかじめご了承ください。

【開催日時】10月18日(木) 午前の部：10時～11時30分 午後の部：1時30分～3時
※午前・午後とも内容は同じです。

【場 所】はまなす館（気仙沼市本吉町津谷新明戸136）

問 気仙沼税務署 総務課 ☎22-6780(代表) (内線 11・12)

* 今月の税 *

町県民税……………第3期

国民健康保険税……………第5期

介護保険料……………第4期

後期高齢者医療保険料…第4期

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう！

納付期限
10月31日(水)

口座振替日
10月25日(木)

問 町民税務課税務係 ☎46-1372